

議会運営委員会

令和6年4月12日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員 長	中 里 康 寛	副 委 員 長	鈴 木 伸 彦
委 員	森 本 彰 伸	委 員	益 子 丈 弘
委 員	星 宏 子	委 員	平 山 武
委 員	相 馬 剛	委 員	中 村 芳 隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（1名）

議 長 山 形 紀 弘

説明のための出席者

市 長	渡 辺 美 知 太 郎	副 市 長	渡 邊 和 明
副 市 長	藤 田 一 彦	総 務 部 長	後 藤 修
総 務 課 長	後 藤 明 美	総 務 課 長 補 佐	佐 藤 吉 将
行政担当GL	三 宅 和 幸		

出席議会事務局職員

事 務 局 長	高 久 修	議 事 課 長	岩 波 ひろみ
議事課長補佐 兼庶務係長	小 高 久 美	議事調査係長	長 岡 栄 治
主 査	石 田 篤 志	主 任	石 渡 大 輝

議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
 - ・ 委員長
 - ・ 議 長
 - ・ 市 長
3. 協議事項

(1)令和6年4月那須塩原市議会臨時会議について

①提出案件について

○市長提出案件……………	6件
・補正予算案件	1件
・契約の締結案件	1件
・報告案件	4件
○議会提出案件	0件

②議案に対する質疑・討論について

③会議日程について

○会議日程は 月 日 () 日間

(2)オンラインで行われた「請願・陳情」の取り扱いについて

(3)質問時の傍聴者への資料提供の検討について

(4)委員会における議員間討議テーマの事前通告について

(5)総務企画常任委員会活動テーマに係る所管の継続について

(6)その他

○行政視察の日程(案) 10月30日(水)～11月1日(水)

○次回開催 5月13日(月)午前10時00分～ 303会議室

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○中里委員長 おはようございます。

ちょっと開会の前に当委員会の傍聴希望がございましたが、議会基本条例第7条によりまして、議会の会議は原則公開オーケーとしております。また、委員会条例第17条及び先例に基づきまして、これを認めたいと思います。

また、本日オブザーバーの眞壁副議長が体調不良のため欠席する旨の連絡がございましたので、皆様にお知らせしておきたいというふうに思います。

では、令和6年度最初の議会運営委員会でございますけれども、開会させていただきたいというふうに思います。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○中里委員長 まず最初に、私の挨拶なんですけれども、4月になりまして今ちょうど桜が満開といったところの中で、すごく晴れやかな気持ちになりながら、花粉がひどくてすみません、今日鼻づまりと声がちょっとお酒飲んでないですけれども、声がこうなってしまうとちょっと聞き苦しいところがあるかもしれないですけれども、なるべく聞きやすいようにゆっくりしゃべって進行していきたいというふうに思いますので、御協力のほうお願いいたします。

—————◇—————

◎議長挨拶

○中里委員長 それでは続きまして、議長から一言

御挨拶をお願いいたします。

○山形議長 皆さん、改めておはようございます。

今朝の下野新聞で体調不良のため渡辺市長が不在と書いてあったんですが、大事に至らないということではっきりしております。きのうは副市長が石川遼さんと写真撮っていたので、かなり今日いろいろな方から電話があつて大変うらやましいなと思っています。

入学式が市内の小中学校が各学校で行われ、雨の日とすごい晴れた日があつて、本当に小学生、中学生これから3年間、6年間学ぶ場所として一生懸命学務に励んでいただきたいと思っています。

4月になりまして明日は青木の農業祭ということで、あとは4月24日に青木の道の駅のリニューアルの式典があるということで、黒磯地区の方は何で青木ばかりというような話があるんですが、それだけ青木の地区の方々の魅力があり、そういったことで一生懸命このような事業を行っているということでもあります。

4月の議会というふうなことで、案件はちょっと少ないんですけれども、議員の皆様と慎重審議をしていただいて、乗り切っていただきたいと思っています。

以上となります。

○中里委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎市長挨拶

○中里委員長 続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

○渡辺市長 すみません、ちょっと最初に私のまわりでコロナの感染症が増えてございます。ちょっと微熱があつて、ちょっとコロナの心配もありますので、おとといPCRのほう検査させていただ

きました。昨日ちょっとPCRの結果が出て、一応陰性だったということで復帰をしました。ちょっとまだあれなんですけれども、結構コロナはやっているの、インフルもはやっているということで、改めて感染対策というか、皆さんもぜひ気をつけていただきたい。新年度始まったばかりです、結構慌ただしくなっているかというふうに思っております。

今日は議会運営委員会の機会いただきまして、今日は今回臨時会に御提案しますのは、令和6年度補正予算案件1件、契約の締結案件1件、専決処分の報告案件4件の6件でありまして、この後総務部長が説明しますので、よろしく御審議の上、私からの挨拶といたします。

○中里委員長 ありがとうございます。



◎協議事項

○中里委員長 それでは、3の協議事項に入りたいと思います。

(1)令和6年4月臨時会議について、まずは①提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件につきまして、執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○後藤総務部長 それでは、改めましておはようございます。それではよろしくをお願いいたします。

令和6年4月那須塩原市議会臨時会議に提案を予定しております市長提出案件につきまして御説明を申し上げます。

今回提出を予定しております案件は、ただいま市長が申し上げましたとおり、6件でございます。各案件の取扱いにつきまして御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、番号1、議案第52号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）でございます。

本案は、地域活性化起業人の受入れに要する経費について予算措置を行うもので、歳入歳出それぞれ1,000万円を増額し、令和6年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を540億1,000万円とするものでございます。

また、これらの歳入歳出予算補正のほか、1件の債務負担行為補正を行うものでございます。

以上、令和6年度補正予算案件1件を提出いたします。

次に、番号2、議案第53号 契約の締結についてでございます。

本案は、槻沢小学校管理特別教室棟長寿命化改修工事の契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

この工事は、那須塩原市教育施設長寿命化計画に基づきまして改修を行うものでありまして、契約は条件付一般競争入札の結果、生駒・石川特定建設工事共同企業体と締結するものでございます。

以上、契約の締結案件1件を提出いたします。

次に、番号3、報告第4号から番号6、報告第7号までの4件について御説明をいたします。

初めに、番号3、報告第4号及び番号4、報告第5号につきましては、いずれも令和6年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴いまして、早急に市の関係条例を改正する必要が生じたための専決処分でございます。

報告第4号につきましては、那須塩原市税条例の一部改正でございます。

主な改正の内容は、個人住民税の特別税額控除等に関する規定を追加するほか、住宅用地等の固定資産税の特例適用期限を延長するものでござい

ます。

報告第5号は、那須塩原市都市計画税条例の一部改正であります。

改正の内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、法改正との整合を図ったものでございます。

次に、番号5、報告第6号につきましては、令和6年2月27日、高林地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものでございます。

事故の状況は、市有地内の立木が強風により倒れまして、隣接する相手側建造物に衝突しまして、その一部を損傷したものでございます。

最後に、番号6、報告第7号につきましては、令和5年10月15日、埼玉地内において発生しました事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものでございます。

事故の状況は、相手側車両が市道埼玉鳥野目線から飲食店に進入しようとして左折したところ、歩道乗入れ部の縁石がはね上がりまして車両を損傷したものでございます。

以上、6件の案件につきまして市議会臨時会議の提出を予定してございます。よろしくお願ひ申し上げまして、市長提出案件の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○中里委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

益子委員。

○益子委員 先ほど総務部長のほうから一般会計補正予算について①についてなんです、その中で市活性化起業人の話が合ったかと思うんですが、その受入れに関わる経費の補助等あるのかこの点お伺いします。

○中里委員長 総務部長。

○後藤総務部長 御質問の地域活性化起業人事業に

つきましては、特別交付税の対象ということで、もちろん国のほうから特別交付税として交付されるものというものであります。

○中里委員長 そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ほかに質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

番号1、議案第52号の一般会計補正予算案件について、どのように取り扱うべきか御意見を伺います。

益子委員。

○益子委員 即決案件でいかがかと思えます。

○中里委員長 そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ほかに意見がないようですので、ただいま説明のありました補正予算案件については、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、番号2、議案第53号の契約の締結案件1件についてお諮りいたします。

先例においては、予算案を除いた臨時会議の案件については、委員会付託を省略し、即決することあります。

議案第53号の契約の締結案件1件については、先例のとおり即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、番号3から6、専決処分の報告案件4件については、先例のとおり初日に報告を受けることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されるものはございますか。

議事課長。

○岩波議事課長 ございません。

○中里委員長 次に、②議案に対する質疑・討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおりに一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおりに1議題につき1人10分以内、賛成、反対各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会議日程についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

議事課長。

○岩波議事課長 会議日程等につきましては、資料の会議日程のとおりに、4月18日1日限りの予定としております。

議事概要は、午後1時30分に再開し、日程報告、議案の提案説明、質疑、討論、採決、散会の予定としております。

説明は以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がございましたが、改めて申し上げます。

会議日程については、4月18日木曜日1日限り

としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

以上で(1)の協議事項が全て終了いたしました。

ここで執行部には退席いただきますが、その他として何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○中里委員長 委員から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○中里委員長 それでは、暫時休憩といたします。

執行部におかれましては、ここで退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○中里委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第の(2)オンラインで行われた「請願・陳情」の取扱いについて、前回議会運営委員会で説明させていただきましたが、概要について改めて事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、オンラインで行われた「請願・陳情」の取扱いについて、概要について説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

それでは、配信いたしました一番上ですね、前提ということで、地方自治法の改正によりまして、本年4月1日からオンラインにより請願・陳情が提出することが可能となりました。まだ法改正が令和5年4月に改正はしているんですが、施行は

今年の4月ということになります。

今後提出が予定されることでありますので、その取扱いについて改めて事前に御用意したいということで御提案するものです。

3番の現行のルールということでちょっと御覧いただければと思います。

請願・陳情どちらも議会運営委員会の3日前に受理したものについては、定例会議の委員会に付託をするというのがまず基本になってございます。

そして、次の112、郵送等により提出されたものは全て議長預かりとするということで、直接持参したものは委員会、そして郵送のものは全て議長預かりというのが現在の決めとなっております。

論点ということで、5番目御覧いただければと思います。

では、オンラインで提出された請願・陳情についてどのように取り扱いますか、そういったところを御議論いただければと思っております。

補足としましては、毎年郵送で届くものというのは4件から5件ぐらい、そして市政に余り関係のない宗教のこととか、あとはオスプレイとか、あとは沖縄の基地とかそういったものが主に届いているという現状になります。

概要については以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

地方自治法で請願・陳情の提出がこれからはオンラインでできることになりますよということでございます。そのため本市議会ではどのように取り扱うかを定める協議でございます。

前回まで各会派に御意見をまとめていただきたいということでお話をさせていただきましたので、各会派からその協議の内容について御意見を伺いたいと思います。

まず最初に、サステイナブル21さん、お願いい

たします。

○中村委員 私どもの会派で協議をさせていただきまして、DXが一般的になっていることを鑑みますと、オンラインでの受付は可能とするということとございまして、ただし市内の方からのオンラインによるものは、議会運営委員会で取扱いを決定するという形をとりまして、市外の方のオンラインの提出は、議長預かりとするということで意見がまとまりました。

○中里委員長 ありがとうございます。

続いて、シン・那須塩原さん、お願いします。

○森本委員 オンラインの申請というのも多分審査するという形にしてしまうと、多分今まで郵送で来ていた人たちもオンラインで来るという形になると極端にちょっと審査のほうが多くなってしまふのかという気がするんですけども、送ってくるほうとしては多分郵送料がさらに問題がでかくなるという部分もあると思うので、そこは申請すること、請願を出すことはできるというのはそれでいいと思うんですけども、扱いを郵送と変えてしまうというのにはちょっと問題があるのかなというふうに思っております。

○中里委員長 オンライン。

○森本委員 だから受け付けるのはいいけれども、扱いとしては議長預かりになるのかということとです。

○中里委員長 提出されたものは全て議長預かりとすると。

○森本委員 郵送と同等な扱い、今までの郵送と同等な扱いということです。

○中里委員長 分かりました。

続いて、志絆の会さん、お願いいたします。

○鈴木副委員長 うちの会派というのは、委員会で受け付けて審査をしてその後回付にするか、付託するかという審査をするか、一応多く来る可能性

はあるんですけども、とりあえずスタートはそれでやってみて、状況を見て郵送と同じ扱いにするかというのはその後でいいんではないか、とりあえず様子見て受け付けると、そういうことになりました。

○中里委員長 続きまして、敬清会さん、お願いいたします。

○平山委員 時代のあれですからオンラインのあれも受付をしなくてはならないんですが、これは仕方ないと思います。

その中で委員長がさっき言いましたように、意外と郵送とかそういうやつは事務局の説明にもありましたけれども、関係ないような国関係とかそういうやつが多いということなんですが、オンラインになってくると例えば市内の人できたやつ、そういうのはちょっと委員会でちょっと検討するとかそういう形にして、市外は大体そういうものなので、そういうのは区分けしちゃってもいいのかなと思っているんですけども、いずれにしても受付は議長預かり、通常は議長預かりということなので、市内の人が来た場合にもオンラインで来やすくなったので、その辺は受け付けるかどうか委員会で少し検討する必要があるのかなと。

○中里委員長 そうすると基本的には受付はサステイナブル21と同じような感じですね。分かりました。

公明党さん、お願いいたします。

○星委員 市民から来た市内の人の請願・陳情は受付をするということで、あと市内の人であっても市政と関係のないもの、市内に住んでいても国のことに関する私たちではどうしようもないというものに関する陳情は議長預かりにして、ちょっと内容によって市政に関係ないものは議長預かりで、市民の市政に関するものは受け付けると、あと市外の方は議長預かりということに決まりましたと

いうことの見地でまとまりました。

○中里委員長 分かりました。ありがとうございます。

皆さんからいただいた意見、結構全部受付、それとオンラインは手持ちでない場合は郵送と同等に取り扱うほうがいいというような御意見もございましたけれども、ここで皆さんの意見がそれぞれございますので、議員間討議というか、自由にちょっとお話しただければなというふうに思うんですけども、取扱いについては、例えば受け付けた場合の取扱いについては、議長預かりとなった場合には議会運営委員会でいわゆる審査する必要がないものなので、あくまでも受け付けたもののみが議会運営委員会で解決するのか、委員会に回付するのか、あるいは委員会に付託するのかというところを議会運営委員会で審査することも含まれます。そういったところも鑑みながらちょっと御議論皆さんいただければというふうに思うんですけども。

森本委員。

○森本委員 多分議長預かりというのも受け付けたという形ですよ。受け付けた上で議長預かりという形になっているので、郵送で来ようがオンラインで来ようが一応受け付けはしていると思います。それを議長預かりにしているというだけで、後で議長預かりのものはそういうものがありましたということを経験の方に開示をしているので、この請願自体が無駄なわけではないというようなのがまず一つですね。

オンラインで出してきたからこれは郵送とは違って受け付けますとすると、郵送と何が違うのという部分になってくると思うので、もしオンラインで来たやつが市内の方は受け付けます、市外の人受け付けないとするんだからとか、国のものかと区分けするんだったら郵送に関しても同じ扱い

にすべきかなというふうには思います。郵送に関してもだったら市内のものはこれから郵送であっても議運にかけるといふ形をとるであれば意味が通じるんですけれども、オンラインは受け付ける、オンラインで実は郵送よりも手間かからなくてという部分もあるので、オンラインは受け付けるけれども、郵送は受け付けないといふとなんかそこに整合性が生まれなくなるので、整合性をとるためにはもし今後オンラインの請願だったり陳情とかを議運でかけるのではなくて受付をするのであれば、郵送で送ってきたものも同じに扱うべきではないかなというふうには思います。

○中里委員長 益子委員、どうぞ。

○益子委員 まず今回の請願・陳情の扱いということでオンラインということが出てきたということに関して、一つその国のほうの令和5年の4月から地方自治法が改正されたと、この流れはあると思うんです。その中で、今回先ほど森本委員からありましたが、陳情・請願については、オンラインの提出を可能とすることとなったと、今年度の6年4月1日から今度オンラインになって提出されてくるので、今事務局から説明ありましたが、他市の状況を見ますとまだこういったものを取り扱ってないということで、本市が先駆けてやることになると思うんですが、一応そういった国の流れを受けてオンラインというものをやろうという中で、やはり郵送の扱い、そういう話が出てましたけれども、郵送というのは今まではそれにのっとってやっていたけれども、今回のことに関しては国の法令の改正によってできるというものなので、その法令を根拠として今回扱うということにして、実際問題やってみてまだ、なかなか国なんかもそういったことも想定してないでしょうけれども、志絆の会さんとか公明さんもおっしゃったように、やってみて今後何か不都合があれば改正

していくということでもいいんだと思いますし、実際やらないでこのまま何もしないでということにしてしまうと、せっかく国のほうで改正したでなかったけれども、実際しないというのはなくて、何かしら例えば先ほど我が会派とか敬清会さんのもありましたけれども、市民のオンラインの提出を可能とする、市外は場合によっては可能になるのか、今後はなるかもしれないんですけれども、そういったのを含めて一応やって、開かれたそういったものを取り扱っていくということをしていくことによって、このオンラインの流れ、いわゆる社会の流れの一助がこれから市民にとって便利になっていくという考えもあるので、私は今回のそのオンラインということに関しては、今までの郵送という扱いと一緒にするというのではなくて、今回はこの国の改正にのっとってそういう扱いを考えるという意味でやってみてはいかがかと考えます。

○中里委員長 はい。

○平山委員 その内容によってどっちみち市内の人が全ていいということでは私はないと思っているんです。そういう意味ですから、結局内容によって議運にかけるとかそういう中でそうでないとこれはだめ、これはやらなくてはならないのかなとそれは必要なと思っています。ただやみくもにこれはあれだからだめだということではなくて、内容で本当に市政に関するやつでいろいろな御意見が来てそれに対してどうということ。それを再認識で、森本委員が言ったようにオンラインと郵送とどうなんだといってもやり方は同じなんだよね。受け付けるということであればその中の精査をするときにオンラインだから特別待遇という意味ではなくて、そういうことです。そこだけきちんとすればそこは特に問題ないと思います。

○星委員 同じ意見です。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 事務局のほうでちょっと懸念しているところは、先ほど市政に関わるものとはというので取扱いを決めるというふうなお話しございました。市政に関わるものというものの範囲がかなりグレーだなというふうに感じております。

仮にですけれども、大田原市との市境、大田原に太陽光パネルをつくる、だけれども大規模で本市にも影響があるよね、そこって市政ってどこまでを市政で取り扱っていいのかという判断というのはかなり難しくなるのではないかなというふうにちょっと考えてございます。

○中里委員長 私のほうからも考え方として意見を言わせていただければ、これから今後DXというもの一般的になっていくということを鑑みて、オンラインの受付というのは可能とするということには私も同意はするということなんですけれども、ただ先ほど係長がおっしゃったように、グレーなところというところがございます。そこっていわゆる事務局で受け付けたときに議長預かりというふうにするのかしないのかということも一つポイントになってくると思うんです。全くもって例えばオスプレイのことであつたりとか、宗教関連のことであつたりとか、そういった市政に関連のないことについては、事務局で例えば振り分けとして議長預かりと、議長が判断するというような形でできると思うんですけれども、こういったグレーのような場合には、議長だけの判断だけではなかなか難しい部分があるので、その審査については取扱いの審査については、議会運営委員会で審査を行ったほうがいいのではないかなというふうには思っております。

基本的には今までの請願や陳情の内容を見ている限り、市政に関することについて陳情が多いのは、やはり市内の人の陳情が多いんです。市政に

関してない陳情とかというのは、今までを見てみるとやはり市外の人とか県外の人とかという傾向があるので、基本的には市内の人オンラインで提出は全部可能とはするんですけども、その市内の人の陳情や請願、これがオンラインで来た場合には、まずは受け付ける、そして議会運営委員会で審査をする、その審査というのは市政に関することなのかどうなのかということになってくると思うんですけれども、そこは議会運営委員会で審査をして委員会付託にする、委員会回付にするのか、付託にするのかという審査をすればいいと思うんです。

市外の人の場合は、今までは見るとやはり那須塩原市政に関するものじゃないことのほうが多いので、市外の人オンラインの提出については、議長の預かりにするといったような手続のほうが今までと余り変わりなく複雑でなくてできるのかなというふうに私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

森本委員。

○森本委員 そうするとオンラインで受け付けて市内のものだったら議運かけるということになると、そうすると郵送のものも同じ扱いにするということですね。郵送はそれでも市内の人でも全部議長預かり。

○中里委員長 いや、それも郵送は今までどおりになると。

○森本委員 だとするとオンラインで送ることと郵送のその差というのはどうも理解できないというか、オンラインのほうが簡単に出せるわけですよ、手軽に。それはオンラインで出したやつは市内から来たのやつだったら議運にかけるけれども、郵送のほうをかけないというとはなんかそこにすごい矛盾が生じているなという気がするんですよ。

さっき平山委員がおっしゃったとおり、問題は

内容だよとおっしゃっていたんです。多分そのとおりだなと思っていて、オンラインが大丈夫だったら手法でなくて内容だったらオンラインも、要は議長預かりも私は受け付けたと思っているので、この法律上には議長預かりも受け付けているんです。それはここに関しては国でつくった法改正にはのっとっているんだけど、ただそこにオンラインと郵送に差をつけるのはちょっとおかしいな、矛盾が生じるな、平山委員だったり星委員が言ったとおり、問題は内容じゃないのというのは私も同じように感じる場所です。だったらオンラインもそうするのであれば郵送に関しても変えていくということをしなかったらちょっとそこに矛盾が生じちゃうなというふうに思うんです。

○中里委員長 鈴木委員。

○鈴木副委員長 まず内容だよというところはまず同じですよ。多分みんなそれは同じだと思うんです。自分のところの会派も一応委員会預かりにするんだけど、委員会で内容をちゃんと審査しましょうというから内容なんですけれども、今の現状だとそれが議会に入ったときから議長預かりというのがあったんですね。だけれども、議長預かりになって市に関係する内容のものがあってもいいんだけど、そういうところが議長振り分けをどうやってやるのかなと思ったんですけれども、基準もないというからこれは議長判断、全部来たものは単純に議長預かりにしていたんだと思うんです。やはりそもそも考えたときにやはり内容が例えばソーラーパネルで那須塩原市に土地を持っている人がソーラーパネルをやらないでくれと、住所は東京だと、そうすると市外の人が郵送できたという話になるとまた今の話ちょっと次元が違いますね。

そういうこと含めて、森本委員が言うように場所が同じだといえれば同じなんですけれども、これ

本当に今日はオンラインの話だけれども、郵送の扱いに対しても同じだなというのは聞いていてそう思っています。内容は同じだというのは思っているんで、ただうちは別にいいんです。こういう形ではないんですが、ちょっと離れますけれども、サステイナブルさんと同じで、市内はもう当然持ってきたように扱う、市外は郵送と同じようにもう一応シャットアウトでも構いません。別に要するにちょっとの違いなんだけれども、とりあえず国から来るものの本数がそんなに多くないのであればとりあえずやってみて、やはり矛盾が生じてきたらサステイナブルさんのような考え方にするとか、それから委員会で預かるにしても基準をちゃんと考えていって、国と市の違いとか、市外との違いを決めればいいんじゃないかという段階でゆっくり進めてもいいかなと、そういう意味なんですけれども、なんかどれでもいいような言い方になっていますけれども、私はあえて言うと委員会預かり、郵送のことは今回ちょっと外しておいて、来たもの、オンラインで来たものについては、一応うちは委員会で検討するというにしていますけれども、結論から言うとサステイナブルさんと同じようなやり方で進んだやつでも逆にそういうことが起きるので、そんな形でスタートしていただいてもいいかなと。

今言った森本委員の話は、やはりそれを見てても様子見て、やはり郵送で来てもしっかりと市に関係するのがあるんじゃないかというのであれば、またそのときそれも検討していてもいいと、今日の議案はオンラインということで、私はそういう考え方で、一応会派ではそこにこだわっていないということで、そういうことです。

○中里委員長 ありがとうございます。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 今回は請願・陳情も郵送の場合には本

市はもともと受け付けないということがはっきりしている中でスタートしているわけですね。オンラインというものはこれからの時代ですよということで、国の指導によって初めてここで取り入れると、これからこういう時代だろうということがもう目に見えているもので、オンラインのほうを取り入れておかないとどうするかということは今議題に挙がってきた中で、今言ったように森本委員が言われるように、整合性をとるべきではないかという案もそれは確かにあるんです。

だけれども、新しい手法を取り入れる中で、市内から届いたものはしっかりと取り組んでしっかりと協議に当たってもいいんだけど、市外の全国から来るものについては、議長預かりにしたいということもけこれも一つの理あるような気がするんです。ですから、郵送とオンラインがどういうものにしなければいけないというものでもないような気が私はするわけなので、やはり今まで決まってきたもののルールで残しておいて、新しいものを取り入れることをしっかりと議論しようということであれば、今回新しい試みとしてオンラインをそういう形で差別をしてもいいんじゃないかと。それがしっかりと取り入れられるようになったときに全国的に来るものがもうオンラインしかないんですよということであれば次の段階でどうしようか、内容をしっかりと今言ったように把握して議運で協議ではいいんじゃないかという議論が次の一歩に進む可能性はあるんですが、やはり今回は同じものにする必要は私は全くなくてもいいという感じをとっていたものですから、私は会派の中で話をするとき、ですから今までの郵送が郵送の仕組みがありますと、ただオンラインがこれからの時代、新しい時代に入って多くの議会でもそれを運用する段階に入ったとき、今すぐ取り入れるときにはどうするかということを取

えたときに、やはりオンラインで市民の方からもかなり出るだろうという予測を立てたときに、それはやはり議長預かりでなくて全体でやると、議運で取り扱った中でやっていければと、全国から来るものは議長預かりでもいいんじゃないかと、それをしっかりと取り決めた中でという考えを持ったものですから、そういう形でちょっと区別をしてみました。

○中里委員長 星委員。

○星委員 ちょっと確認したいんですけども、今現時点で郵送で来る陳情、年に4回から5回議長預かりにしているということなんですけれども、今の中村委員の説明だと、今までは郵送は受け付けられないということだったじゃないですかという説明だった、受け付けられないという説明だったけれども、でもこっちの説明だと年に四、五回郵送で来たものは議長預かりとしているのを受け付けているということですよ。そこがちょっとごっちゃになっちゃうので……。

○中里委員長 受け付けるということの定義だよな。

○星委員 そこを整理しないとちょっと混乱しちゃうので、その整理をもう一度お願いします。

○中里委員長 受け付ける、受け付けられないの定義なんですけれども、受け付けるとなった場合には、審査の対象になるということなんです。審査の対象になるというのは、まずは議会運営委員会で……。

○星委員 分かりました。そこは分かりました。そもそのだから要は郵送で来たもので、受け付けます、受け付けられないルール、郵送の。受け付けなくて、その受け付けると判こ押すものに関しては議長預かりとするというものに関しては、それを……。

○中里委員長 審査の対象にはしない、受け付けるけれども、審査の対象としていない。

○星委員 それはどこでどういうふうに決めるのか、しないんだから……。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 まずこの請願のほうですけれども、請願・陳情というのは誰でも出せるよと、国民誰でも出せる権利だということでは、議会に提出があって出されて受け付けた、議会でお預かりしたという時点でもう受付という形にはなっております。ただその取扱いを回覧にするのか、それとも委員会付託とするのかということを議会が決めていくというような状況かと思えます。

○星委員 受け付けたら、だから受け付けているので、郵送でも受け付けているということだよ。だからその扱いをオンラインも一緒にしてはどうか、オンラインで来ても受け付けるけれども、今度精査するかどうかということだよ、今議論しているのは。

○益子委員 論点はそうです。

○星委員 論点はそこです。そのオンラインで受け付ける、受け付けないそこがちょっとごっちゃになっちゃって、だからとりあえずオンラインでも郵送でも取扱いが一緒ですということは、とりあえずは一旦引き受けます、受け付けます、そこから今度郵送とオンライン例えば同じ扱いにするのであれば、そこで今度これは議長預かりにしようか、議長預かりじゃないよね、もうそのまま放置、するかどうかというのをそれを事務局が決める……。

○森本委員 違う違う、議長が決める。

○中里委員長 基本的には議長が決める。

○星委員 議長が決めるということですね。

ここで言われているその扱いをどうするかというのは、受け付けるで、要は郵送と同じで扱いをするということでもいいんじゃないかなと。

○森本委員 議長預かりというのは受付のはずなん

です。議長がその内容を見てこれは審査対象にすべきだというふうに思ったら議長が議運に降ろすんです。だから受け付けているんですよ、完全に。議長の判断でこれはそのまま議長預かりで回覧にするわけです。議会の書架に入れて皆さんで見てください。こういう請願来てますよ、こういう陳情来てますよというものを見せるというのが今の郵送に対する扱いなんです。だから受け付けてはいるんです。受け付けてそれを審査するかどうかの判断を議長預かりというのが今の郵送の扱いなんです。

○星委員 では、それと同じでいいんじゃないか。

○森本委員 それがうちのところもそうです。

○中里委員長 益子委員。

○益子委員 今皆さん結構話しているのは、今回のこの議題に挙がっているのはオンラインについてです。郵送も今後そういった検討が必要だというのは皆さんこういった中で話していて認識一緒になったかと思うんですが、今回の結論を決めなくちゃならないのはオンラインについてなので、話は郵送はまた別の機会ですべきではないか、もしくは今回こういった話を一緒にしようということであれば、動議を出すなりしてそういったもので一緒に扱いしましょうということにしないかと思うんです。

ですから、今回は話が紛糾していますけれども、元にたどって戻っていけば、オンラインをどうするかということなので、今話の中でオンラインと郵送の扱いを一緒ではないかという話になっていますけれども、今回はとりあえずオンラインを決める、郵送も決めるのであればこういった問題が出ていくということであれば、次回以降課題とかそういった懸念を皆さんと協議しながら郵送の扱いもどうすべきかということを決めていったほうがやはりいいのかなと思います。

○中里委員長 森本委員。

○森本委員 今郵送の話が何で出たかという、別に郵送のことどうしようかじゃなくて、オンラインをどうするかということを決めるために現状郵送がどうなっているからオンラインどうしようという判断をしているので、別に郵送どうしようという話しているわけではないんです。だからオンラインどうしようかという話なんです。だから論点はここに書いてあるとおり、郵送をどう扱うのかとここに書いたんです。郵送をどう扱うのかというふうにここに書いてあるということは、郵送がどういう状況なのかということ、郵送と同様に扱うかどうかという議論ができないので、今郵送はどうなんだという話をしているだけであって、郵送はどうしようかという話をしていないわけじゃない、星さん。

○中里委員長 中村委員。

○中村委員 さっき星委員が議長預かりにすればいいんじゃないかということなんですが、議長預かりになったもので議運で審査した実例は1回もないんです。ですから、形だけで議長預かりになりますが、審査しないというのが一番多いというか、大体がしないということの結論が出ているような感じの議長預かりのやつは、そこをちょっと理解しておかないと、議長預かりになったものは議運で審査したことは過去1回もない。

○星委員 それは分かります。

○中村委員 ですからもう……。

○星委員 初動なんですよ。受付もその……。

○中村委員 受付はしますが、議長預かりになったものはもう終わりですよという形のもが一番多いと。議長の判断の中で……。

○星委員 そこは議長判断です。議長にお任せすることについてよくて……。

○中村委員 歴代の議長が判断した中で、今まで1

回もない。

○星委員 それはそれでいいですよ、議長の判断、それを否定しているわけではなく、そのもっと前の段階の話であって、議長の判断は別にそこでどうのこうのというわけではないんです。それは分かるんですけども、そのもの来たそのものに対してこの物どうしようかという話ですよ。審査がどうのこうのじゃなくて、このお手紙、要は手紙ですよ、オンラインにしたって郵送にしたって手紙ですよ、形は違うけれども。このお手紙どうしようかという話ですよ、要は。お手紙が届きました。

○中村委員 本来は今言ったように何でも受け付けてやればこれ開かれた議会になるのは確かなんです。ですが、今までずっと長年決めてきたものがあつたので、それでオンラインが来ました、オンラインはどうしようかという話になったら、オンラインは受け付けてあげましょうと、あれをその中で2つの種類に分けましょうということで、ですから今そういう議論の中で進んでいけば郵送も変えましょうという形になれば、時の流れで決まりますよ、それを言っている。

○星委員 そこまでは言ってないですよ。今までどおりでいいんじゃないかというのを言いたいです。

○中里委員長 いいですか。今まで郵送で送られてきたものについては、大体がほとんどというか、もう100%市政に関するものでないものの請願はないですけども、陳情が多いんですね、まず傾向として。市政に関するものの陳情というのが大体今までは郵送ではなくてやはり事務局に手持ちで持ってこられて提出されているというその傾向を鑑みたときに、オンラインの取扱いというふうを考えれば、今までは郵送と手持ちの提出とありましたよね。直接事務局に提出されるものと郵送

で送られてくるものがあると思うんですけども。

○鈴木副委員長 もう一つは判この要件とか要件が整ってないものは受理されないでしょう。オンラインで来ると判この要件が今までなかったから受理されなかったものを今度判この要件がなくても国で認めたからオンラインも郵送のように受け付けると。

○中里委員長 シャベっているのもあれですけども、まず今までなんです。今まではオンラインじゃなくて手持ちのものと、今回郵送で来たものと両方ありましたよね。今までのその陳情の内容を見る限り、手持ちのものって大体市内の人で市政に関するものが多いんです。郵送で送られてくるものというのは、市外の人で市政に関してないものが多いので、オンラインに関しても恐らくそういう傾向が強くなるのか、オンラインに関してもそういう傾向は変わらないだろうというふうに仮定した場合に、市内の人のオンラインを受け付けて審査の対象とするようにして、オンラインでもその県外の人というか、市外のものに関しては、恐らく今までと同じ傾向のように市政に関してないものが多い、こういう傾向になってくると思うので、市外のオンラインのものに関しては、今までどおり郵送と同等に議長預かりとする形のほうがいいのではないかとというのが多分中村さんの意見なんです。

市内の人で提出されたものというのは、今までの傾向見るとやはり市政に関するが多かったので、オンラインで提出されてもそれは受け付けて審査の対象とする形のほうがいいというのが。

○星委員 分かりました。

ここの論点のところは郵送と同等に扱いということにちょっと言葉が引っかかっちゃったんです。だからここの論点が郵送と同様ではなく、要はここは郵送でなく事務局に直接持ってきたものと

扱いたいというふうに変えてもらったほうが論点整理しやすいと。

○中里委員長 事務局、どうぞ。

○長岡議事調査係長 もしよければ、これ今ちょっと配信させていただくんですけども、今のこれフローです。これが恐らく今議論になっているのはこの陳情のみというところちょっと見ていただきますと、直接御持参いただいたものについては、議運に諮ってその中で委員会付託にするのか、委員会に回付するのかという御判断をいただいていると、郵送で出たものについては、議長預かりとなりまして、こちらは全体に格納、サイドブックスのほうに格納して皆さんに御周知して終わりというようなこれが今の現状ということになります。

○中里委員長 ありがとうございます。

○星委員 ここの郵送のところはオンラインと書けばいいのではないですか。

○中里委員長 いわゆる郵送に関してこのフロー図を一つ設けるようになっていくと思うんです。それがそのいわゆる議長預かりとするのか、受理をするのかというところが今どういう基準で議長預かりにしたがいいのか、受領という形にするのかというところを今話し合っているところだと思っておりますけれども、これを市外の今までの傾向見れば、市内と市外で分けたほうがいいんじゃないかというのが一つの意見で、森本委員と敬清会さんの意見では、内容を見て受理をするのか、公明党さんもそうですね、内容を見て市政に関することであれば受理をするという形をとって市政に関さないことであれば受理をしないで議長預かりとするというようなそういうところで分けたほうがいいんじゃないかということだと思っておりますけれども、今そういうふうに意見割れているんですけども、市政に関することかそうじゃないのかというのは、恐らく議長の判断になってくると思う

んです。正副議長の判断になってくると思うので、そこが結構振り分けが大変なのか、グレーのところがあった場合に結構大変な部分もあるのかなというふうには、どうでしょうか、その辺。

森本委員。

○森本委員 現状郵送で来ているやつというのは、議長預かりになって、議長がこれは議長預かりからもう1回戻して審査するかどうかというのを判断していると思うんですけども、建前はそうですね。そのときに議長はそれを判断のグレーが難しいかなと困っちゃっているのかな、どうなのかなという、いや普通に郵送だから議長預かりだからもう審査しないとするのか、それとも内容をちゃんと見てそれでこれは議長預かりにしたけれども、議長預かりでサイドボックスに入れたほうがいいなというふうに判断をしているのか、だから郵送も同じ話、郵送もそうだし、オンラインもそれを一緒に、その判断を難しい、グレーだから難しいと困っているのは、今の郵送のものであろうとオンラインで来ているものであろうとそこは難しさは一緒だというふうに思います。

だから今議長が現在、歴代の議長も含めてその判断の仕方というのは、議運委員長がおっしゃるように、すごく難しく困っている、オンラインできたら困る、郵送だから困らないということではないのかなというふうに思うんです。

○中里委員長 平山委員。

○平山委員 基本は一緒でしょう。今までと一緒になんです。ただオンラインになって出しやすくなって結構来るんじゃないかと委員長が言っておりおっしゃるとおり、その量が増えて議長がその数件がもっと増えて判断が議長だけでやるとあれなら大変ではないのかと、そんなことで委員会で議長からあれを受けて、これはちょっと委員会でやってくださいよという形にして事務量を

あれしてするのか、やるのは変わらないんだよね、オンラインになったからと今までのうちのシステムでは、郵送のあれは議長のところへずっといっちゃっているというそういう話でしょう。オンラインの扱いを手持ちで持ってきた陳情扱いにするかしないかというところではないんですか。全部オンラインは認めるとなると全部今度議長が受けたということなるわけだね。その辺の判断をするのにどこでやっていくという、オンラインだからということではなくて、内容でぱっと見たいと、量が多過ぎて事務局と議長だけに任せるのはあれなのか、議運開いてちょっとこれ見てちょうだいとするのか、議長にそのまま預けて今までどおり来たものはやると、そういう流れじゃないですか。オンラインというのは、時代に将来変わっていくんだから。

○中村委員 一方でその市外と市内に分けるといような話です。

○平山委員 市としてやっていこうというんでしょう。

○中里委員長 鈴木委員。

○鈴木副委員長 これは逆に言うと市民が持参して判ことかいろいろな要件がそろったものは黙って受け付けるんですよ。オンラインの趣旨は、市民が持ってこなくても、オンラインで持ってきても持参しなくてもいいですよということを国がそういうふうと言っているんだと思えばサステイナブルさんの話になってくる、そうになっていいのではないですかね。郵送と一緒にしなくても。郵送の話は別だと思うんです。それはこれだけ話が挙がるんだから郵送の判断はどうするかというのはこの以後、オンラインも含めて郵送も含めてやればいいと、けれども、今日の話はオンラインで持ってこなくても市民の人はもう受付でも何でもできるはずなんですよ。

○中里委員長 そうですね。

○鈴木副委員長 だからそれがオンライン化できたそれだけの話で、どうしても納得できないなら今のもう1回言いますけれども、郵送とオンラインで何で議長預かりなのか委員会付託なのかは改めてやりましょうよと思いますけれども。

○中里委員長 ありがとうございます。

こういうふうにオンラインが始まることによって恐らく陳情というのは全国的件数もすごく増えていくと思います。というのもボタン一つで送ってしまうので、メールで送ってしまうので、恐らく件数も多くなってくるんじゃないかなというふうに思っています。そしたときのやはり判断というのがやはり事務方、あるいは議長の負担にもなってくるというところで、ある一つの線引きしなければならぬというふうに思うんですけども、まだまだオンライン、またこれから始めていくというところですので、一旦は何か基準を設ける必要があって、それでやってみて運用してみて、いろいろ弊害が出てきたらまたちょっと運用の仕方を皆さんで議会運営委員会で検討するというやり方にしたいなというふうに思いますが、その一つの基準として市外の人と市内の人というまずは分かりやすいところで、内容というところまで踏み込まずにまずは分かりやすいところで、市内の人からのオンラインは受け付ける、市外の人からのオンラインはまずは受け付けるけれども、受領はしないという形でまずは運用してみたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 どうでしょう。まずはそういう運用の仕方にしてみて、今後やはり陳情の内容であったりこういう受付の仕方では弊害があるなというふうになれば、またこれは議会運営委員会を開いてしっかり検討すればいいと思うんですけども、

まだそこら辺の課題というのも見えてこないという部分がございますので、まずはそういったところで市外、市内というところですね。すみ分けをするという形をとらせていただければ、まずは事務執行がまずは簡略してできるのかなというふうに思っているんですけども、どうでしょうか。

シン・那須塩原さん、公明党さん、どうでしょうか。

○森本委員 さっきから言っているとおりで、考え方は仕方は一緒です。変わらないです。だからそうするというのであれば別に、要は審査開示をするということですよ。

論点をはっきりすると、1からやったら2にしましょうということですね。そういうことですね。それだったらそういう考え方だと納得はできるかなと思います。

郵送との関連だったりとか、市外、市内とかいろいろ言われるとなんかその分何か矛盾は感じますけれども、でも1か2と2だと言われるのであればいいんじゃないかなと思います。

○中里委員長 単純な話そういうことです。

○森本委員 審査対象とするとして、中の市外だったらこれ関係ないから外しましょうねという考え方だと思うので、私は話聞いているといや2なのかという今話聞いて思ったので、1と2だったら2で審査対象とするとして関係ないものを判断して外すということの意味だろうなと言っていたので、それだったらそれでいいのかなと思います。

○中里委員長 大丈夫ですか。運用の仕方としては、これで弊害が出てくるようなことであれば、やはり今後どこの周りの他市の状況を見てもまだまだ検討はしていないという状況ということで、本市議会がまず最初に皮切りで運用していろいろその中で考え方とか課題が今後見えてくると思うんです。そうしたときに随時その課題には対応

して変化をさせていくというのが重要なのかなというふうに思っていますので、まず一旦はここで市外、市内というところですみ分けをするような形をとらせていただいて、今後そういった運用に課題が見えてきたときには改めて随時議会運営委員会を開いて取扱いについては協議をしていきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

○長岡議事調査係長 すみません、御議論ありがとうございます。

ちょっと事務局のほうで確認ということさせていただければと思います。

先ほどの御議論の中でオンラインの市内のものについては持参と同じ扱いをしましょう、市外の方については議長預かりとしましょうというふうな形とします。

この今見ていただいている表でいうと、この直接持参と郵送の間にオンラインの市内と市外というのがあって、市内については直接持参と同じような扱いだよと、市外の方は郵送と同じだよというふうなもう一つ系統ができるようなそんなイメージかと思います。

○中里委員長 そうです。

○長岡議事調査係長 あともう1点が今度は先例事例集の改正にも関わってくるんですけども、基本出てきたものについては、直接持参と委員会では審査、委員会に付託して審査するというのがあるんですけども、こちらの3番の現行ルールということで、112号、郵送等により提出されたものは、全て議長預かりとするというふうな表記になっています。ここに改めてオンライン、市外に住所を有する請願・陳情の方がオンラインにより提出した場合もこの議長預かりとするというのを付け加える必要があるかなというふうに思っ

ています。先例の改正とあとは先ほどのフローの改正というのをまた改めて追加で、次全協、一度見ていただいたほうがいいですかね。そしたら5月の全協ではなくて次の議運の中でその改正案というものをまたお示しさせていただいて、御確認させていただいてからまた全協のほうに御提案いただくというようなそのような流れでよろしいでしょうか。

○中里委員長 はい、分かりました。

一度皆様に本当は今日協議がまとまれば5月の全協に提案する形をとりたかったんですけども、一度もう一度次の議運を開いたときに改正案をお示しさせていただいて、それで皆様から了承を得た上で全協のほうで提案するという形をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 そのような形にとらせていただきたいと思います。

事務局からはほかは大丈夫ですか。

○長岡議事調査係長 はい、すみません。

○中里委員長 よろしくお願いたします。

次、またちょっと改正案を見ていただいて、また皆様に御協議いただければというふうに思います。

それでは、(2)については閉じたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ここで会議の途中なんですけれども、1時間たちましたので、ここで一旦15分間の休憩をしたいと思います。

会議の再開は11時20分からお願いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時17分

○中里委員長 皆さんおそろいですので、再開してもよろしいですか。

では、会議を続きをしたいと思います。

それでは、次第の(3)質問時の傍聴者への資料提供の検討についてということでございます。

こちら前回の3月15日に議会運営委員会で説明をさせていただきました。

その概要について改めて事務局から説明をお願いします。

事務局。

○長岡議事調査係長 それでは、配信させていただきました資料を御確認いただければと思います。

まず一番上の趣旨ということですが、会派代表質問、また一般質問において資料の提示行われているところです。傍聴者の方にも同様の資料を提供することによって理解を深めようといった御提案となっております。

現状ですけれども、3番の例規等を御覧ください。

申合せ事項にこちら資料の提示をする場合は、前日の午後5時までに議長の許可を得るというような手続が必要となっております。

続いて、5番の論点を御覧ください。

傍聴者への資料提供をまずやるかどうか、どこまで提供するのか、どのように提供するのか、こういったところの論点にまた御議論いただければと思います。

説明は以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

質問者が資料を提示するときに執行部や議員、インターネットで中継を見ている方はどのような資料が提示されているのか分かるんですけども、傍聴者、議会に市議会の傍聴席におられる方は分かりづらくするために資料を提供してみてもどうかという議長の提案についての協議でございます。

こちら各会派から協議していただいていると思いますので、各会派の御意見を伺いたいと思います。

まず最初に、サステイナブルさん、お願いいたします。

○中村委員 資料提供を行うかどうかは希望者のみに提供をするということございまして、どこまでの資料を提供するかということにつきましては、のぼりなどの資料は写真にするなど紙で提供できる形にさせていただきたいと思います。

それで形はどうするかと申しますと、事務局にありますコピー機で印刷可能な紙での提供になる、大きくてもA3かA4ぐらいまでということで、意見をまとめてまいりました。

○中里委員長 ありがとうございます。

続きまして、シン・那須塩原さん、お願いいたします。

○森本委員 ほぼ一緒ですね。のぼりなどは写真を提供するというので、一緒です。

○中里委員長 ありがとうございます。

続きまして、志絆の会さん、お願いします。

○鈴木副委員長 結論から言うとそれで結構です。

○中里委員長 ありがとうございます。

では、敬清会さん、お願いいたします。

○平山委員 同じです。

○中里委員長 ありがとうございます。

○中里委員長 公明クラブさん、お願いいたします。

○星委員 基本的に一緒です。傍聴者への資料提供を行うのは行うとして、どこまで資料を提供するのかも個人でそこは決めてもらえばいいのかなと思います。定形外、これあくまでも傍聴者ですよ。議長に例えば私たちがこの資料を見せたいと言ったときに例えばなんかこういうポスターみたいなものがあつたりとかというのはそこは関係なくて、あくまでも傍聴者ということですよ、こ

ここで論点しているのは。そこは写真に撮って提供しやすい形でやるということで、あとその手続案にもなっちゃうのかな、枚数例えば傍聴者に関して提供する場合、事務局にこれ5部とっていてというんじゃなくてあくまでも自分の資料なので、自分でそこは用意をして、自分がやる際に傍聴席に置いておいてとってもらおうという、要は事務局に手をわずらわせない方法で、規格も個人の判断でいいんじゃないかということでもまとめさせていただきます。

○中里委員長 各会派さんほとんどまず論点戻って見ますと、傍聴者への資料提供に関しては、希望者のみという形をとるということで、一致してございます。

論点2つ目のどこまで資料を提供するかということなんですけれども、資料提供はあくまでも質問者の希望としまして、のぼりなどの定形外の資料に関しては、写真にするなど紙での提供できる形にするということでございます。

資料の提供の形なんですけれども、紙ですのであくまでコピー機で印刷可能な範囲、具体的に言いますとA3かA4の紙の形で提供という形で、先ほど公明クラブさんからありましたけれども、手続に関してという御意見がございました。手続に関しては、今ちょっとここでは今までのとおり事務局のほうに資料を提供しますよという手続を経て、これは写真自体は質問者に撮っていただいて、それを事務局に提出して事務局のほうでコピー機で印刷して資料の配布というか、そういう形にできればなというふうに思っているんですけれども、そこが星委員が言うように自分で紙で持ってきて置いておくという……。

○星委員 もちろん事務局にちゃんと申請を出した上です。これいいですよ。出してといたら自分らが会派室でも何でもコピー機あるじゃないです

か。そしたらそこで自分でコピーして出せばいいんじゃないですか。

○中里委員長 そこは事務局でも大丈夫……。

○星委員 分かりました。それはいいです、別に。こだわらないので。

○中里委員長 分かりました。星さんの優しさということで。

ここに関しては、事務局にその資料を写真とかそういったものを質問者から事務局のほうに提出していただいて、事務局が事務局のコピーで印刷をしてそのものを資料として提出する形でのよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局、回答をお願いいたします。

○長岡議事調査係長 ありがとうございます。ぜひ御自身で用意するというのをとてもうれしいなと思いましたが、ただ現実のお話として前日の5時までに申請いただいて、翌日の10時一般質問開始する、会派代表者については9時25分、やはりちょっと時間的なとまを考えるとなかなか御自身で早く来てというのもできるんですけれども、なかなか遠くから来ていらっしゃる方なんかも考えるとちょっと厳しい部分もあるのかな。また枚数なんかはちょっと事務局にお任せいただきたいと思っております。基本は大体5部ぐらいかなというイメージを持ってますけれども、多い方なんかもやはり中にはいらっしゃるの、ちょっといっぱい来てるなというときにはそこを例えば10部にするとか、そういった御対応なんかも併せてできるのかなというふうに考えてございます。ありがとうございます。

続いて、申請のほうちょっとこちら様式のほうをちょっと用意してみました。前日の5時までに議長の許可をいただくという中で、希望者の方が

希望する部分について配布するということですので、ちょっとこの様式に追加させていただければなというふうに思っております。3番の中で傍聴者への配布希望がまずあるのかなのか、そして、配布するとすればそのどれを配布するのかというのを御指示いただきたいと思います。その※の一番下ですね。傍聴者への配布希望がある場合は資料に付箋で番号をつけていただきまして、その中の1番だよ、2番だよ、そういうふうなのを御指示いただければその指定された番号のもののみ印刷して傍聴の受付のところに置かせていただくというような形がとれるかなというふうに考えてございます。

説明は以上です。

○中里委員長 このような形で手続のほう進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 では、協議がまとまりましたので、こちらは5月の全協で提案することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

では、続きまして、次第の(4)のほうに移りたいというふうに思います。

こちら委員会における議員間討議テーマの事前通告についてということでございます。

こちら前回の議会運営委員会で説明をさせていただきました。

改めて概要について事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、配信させていただきました資料です。まず一番上の趣旨でございます。

議長公約としての議員間討議もございますし、

昨年青森大学の佐藤教授のほうから議員間討議の活性化というような研修のほうを受けたところで、その中で、今現在の議員間討議っていきなりボクシングで言うゴングを鳴らされるような、ここで議員間討議したい点ありますか、ここにありますといきなり出されるような状況ということで、なかなか議論が深まらないんじゃないかというような御指摘をいただいたところです。

それを踏まえまして、2番、研修を踏まえた議員間討議の目的ということで、事前にその議員間討議をするテーマを通告することによりまして、事前準備が図られる、また採決のときの論点整理ですとか、あらかじめ御自身の中での考え方、そういったものをまとめて出せるんじゃないかという効果を期待しております。

方針ですけれども、イメージとしては、今までやっている委員会の審査の中で、議案の中で質疑の次にここで議員間討議すべき点はございますかと委員長のほうから投げかけていただいております。この方式は全く変わらないです。委員会の審査自体は全く変わらないので、委員の皆様でこの点についてやりたいというのがぱっと出れば今までどおりやれるという状況にプラスして事前にテーマを出すというようなものです。

その手続ですけれども、この4番ですね、定例会議の初日、議案の提案理由説明がございまして、その中で委員会の皆さんに委員会の審査の中の議題について議員間討議を行いますので、もちろん御自身が所属する委員会の部分についてこれをやりたいよというのを挙げていただいて、それも2番の質疑通告ですね。事務局に通告を挙げていただく段階で皆さんのほうでも議案の精査とかされているかと思っております。その中でここについて議員間討議したいな、この点で話合いたいな、そういったものを同じように挙げていただくと、そして、

正副委員長のほうで議員間討議のテーマを決定いただきまして、委員の皆さんにお知らせし、翌週の委員会審査の中で議案の途中でこのテーマにかかったところで事前にいただいておりますので、この点について議員間討議したいよと、いつもの流れの中にこの事前テーマを出していただいでそのテーマを議員間協議を行うというような方法ではいかがかと考えております。

これが1点です。

これにつきましては、3番の方針の真ん中あたりにこの試行的な運用ではいかがですかという御提案になります。6月の定例会議から12月の定例会議まで3回行いまして、この次の3月定例会議の中では再度ブラッシュアップする時間にできればどうかというふうに考えてございます。

最後、一番下のその他になります。研修の中でたしか奥州市議会なんかもこういったものを導入していますよという御紹介をいただいております。もちろん基本的な部分かとは思うんですけども、心構えとしてこういったグランドルール設定してはいかがかというふうに考えてございます。

次のページ御覧ください。

6番の論点ということで、導入するかどうか、また取扱いをするテーマの数、こういったところを御議論いただければと思っております。

説明は以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

今議員間討議をもっと活発にするために過去に研修を行いました。それでこの行われた研修を踏まえて事前に通告をすれば議員間討議はやりやすいのではないかという議長の提案に対する協議でございまして。

それでは、こちらのほうも各会派で御協議いただいていると思っておりますので、各会派から御意見を伺いたいと思っております。

まずサステイナブルさん、お願いします。

○中村委員 まず導入をするということを決めさせていただきました。その中で取り扱うテーマを数をどうするかということになりますが、基本的には正副委員長にお任せをいたしますが、会議時間を考慮してもらい、取り扱う点は試行期間中において自分が所属する委員会のテーマのみとするということで、決めさせていただきました。

この手続に関しましては、さっき読んで事務方の説明ございましたように、事務局長案で問題はないのではないかとございまして。

また、試行期間はいつまでにするかということにつきましては、6月、9月、12月の3定例会議ということでございまして。

グランドルールを設定するかどうかにつきましては、活発な議員間討議を促すためにルールは設けないほうがよいということで、その中で話合いのときのルールとして相手の意見を遮らない、誹謗中傷しない、相手の意見を否定しない、このぐらいは設けてもおかしくはないのかなということで話合いを決めさせていただきました。

○中里委員長 ありがとうございます。

続きまして、シン・那須塩原さん、お願いいたします。

○森本委員 導入していいのかなと思っております。

テーマは先ほどおっしゃったようにもちろん自分が入ってないとおかしいので、自分の所属する常任委員会というのは当然かなと思っております。これ以上問題を感じることは特にはないです。

試行期間、12月というか3月までやってもいいのかなという気はあります。

それとグランドルールとかここに書いてあるグランドルール、この間研修の中で出てきたものなんですけれども、正しいことだと思うので、それをそのまま取り入れてもいいのかなというふう

に思っています。

○中里委員長 よろしいですか。

ありがとうございます。

続いて、志絆の会さん、お願いいたします。

○鈴木副委員長 論点のところではいきますと、導入するかどうかは導入する、テーマの数は正副委員長にまかせると、それから議案付託されているのでそれについてはあくまで審議だと思いますので、ほかの委員会のことはしないと、手続はここに書いてあることでいいと思います。

試行期間についても12月までやってそれについて3月議会は判断するので、これもこの案でいいと主言います。

グラントルールはこの内容でいいと思いますし、そっちでいいかなと思いますけれども、そのようにさせていただければいいと思っております。

○中里委員長 ありがとうございます。

敬清会さん、お願いいたします。

○平山委員 大体一緒ですね。導入はする、そしてテーマについては、数ですね、それついてやはり正副委員長に任せて、時間みて正副委員長が決めると、そんなことでいいと思います。

それと手続はこの4番の手続の内容でいいと思います。

試行期間は志絆の会も言いましたけど、6、9、12とやって、試して3月で何かできればいいなと思って、ちょっと1回残していくと、12月の3回でいいと思います。

グラントルールはここに書いてありますけれども、大体こういうことを守ればいいので、ルールとして新たにばんと入れなくてそのほうがいいんじゃないかなと、まだ試行ですからまずそうやって後でまたそこを生かすなりしてやればいいと思います。

○中里委員長 ありがとうございます。

公明クラブさん、お願いいたします。

○星委員 事前通告は導入する。

取扱いテーマの数については、常任委員会で付託議案として付託された議案について話し合うということで、あとまたその数については、委員会で話し合った上で委員長、副委員長にお任せすればどうかということです。

あと手続に問題はありません。

試行期間については6月、9月、12月の3回でいいと思います。

あとグラントルールを設定するかどうかは、ここに書いてあるものでいいと思います。

あともう一つは手続なんですけれども、④番に議員間討議を実施する（委員全員に発言してもらう）とあるんですけども、ここは委員長采配の下の発言してもらえばいいのではないかという意見が出ました。

以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

全会派さん大体意見が一致しているというところでございます。ただ試行期間については、シン・那須塩原さんが来年の3月までも試行期間にしてはどうかということなんですけれども。

○森本委員 そんなこだわってないです。

○中里委員長 こだわらないですか。

では、基本的にはあれですか、ほかの会派さんと同じような形で、分かりました。

グラントルールについてもこの最低限の意見を遮らないとか、誹謗中傷しないとか、意見を否定しないとかこういった心構えといったところがグラントルール、最初のグラントルールという形をとらせていただいて、まずは最初このような形で運用させてもらうというような形でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

係長。

○長岡議事調査係長 それではすみません、ちょっと資料配信させていただきます。

あらかじめ事前通告をしていたたくということ、その様式のほうをちょっと案のほうつくらせていただきました。まず注意事項と一番上なんですけれども、御自身が所属する議案に対するテーマのみを事前通告の対象としますと、そしてその数や内容につきましては、正副委員長が決定しまして、後日御連絡をさせていただくというようなちょっと注意事項を書かせていただきました。

そして、真ん中ですけれども、こちら議案質疑の様式とほぼほぼ一緒です。要はどの資料のどの部分のどのテーマの内容について議論したいのかというようなのを明らかにするような通告になれば皆様の共通理解も進むのかなといったところでつくらせていただきました。

説明は以上となります。

○中里委員長 ありがとうございます。

とりあえず事前通告書なんですけれども、このような形でとらせていただいてもよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

それでは、協議がまとまりましたので、こちらの点についても5月の全協で提案することにしたと思います、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

それでは、(4)は閉じたいと思います。

続きまして、次第の(5)総務企画常任委員会活動テーマに係る所管の継続についてでございます。

まず最初に、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、こちら総務企画常任委員会さんとちょっと協議させていただきまして御提案させていただく内容になります。

一番上の趣旨ですけれども、総務企画常任委員会さんのほうでは、持続可能な地域づくり、財源確保についてというのを2年間の活動テーマとされており、それを所管しておりますのが市民協働推進課になります。

次の後段になりますけれども、4月からの組織の改編がございまして、市民協働推進課は企画部から市民生活部へ異動となりました。要は総務企画常任委員会さんの所管から外れてしまうということになります。なので、このテーマについてのみ引き続き活動をしたいというような趣旨となります。

中間の2番、常任委員会における所管とはどのちょっと下ですね、那須塩原市委員会条例御覧ください。

(1)総務企画常任委員会のところに企画部が所管してございます。そして(3)番、建設経済常任委員会に市民生活部を所管しているということで、市民協働推進課が建設経済常任委員会さんのほうに移っているということになります。なので、この書きぶりというと総務企画常任委員会さんが手出しできないよということになるんですけれども、その次の後段ですね、議会運営の実際、教科書のほうに常任委員会の所管が2つにまたがるような場合には、議会運営委員会の御意見をいただいてそして議会の中で決めればいいんじゃないですかというふうなことが載ってございました。

ということで、3番、変更の内容でございます。

市民協働推進課は、市民生活部の部分ですので、議案ですとか予算、そういったものは建設経済常任委員会さんで審査を行います。ただし、総務企画常任委員会さんの活動テーマである持続可能な

地域づくりに関する自治会活動や市民活動センターの部分のみ引き続き総務企画常任委員会が所管を持ちまして調査を続けられる、こういったのも御了解をいただければといったところで提案するものです。

説明は以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木副委員長 事務局の説明でちょっと確認したいんですけども、委員、部長、市民生活部は部長がいますよね、委員会審議しているのは部長がいてその担当課の人が委員会だけいますよね。そうすると同日に委員会を市民生活、同日にやることある、市民生活部が例えば建設経済やっていると、総務は同じ時間帯にはできてない、部長がやはり行かなければいけないのではないかとということがあるので、その部長が市民生活部になってそこにいったら課だけその総務に行って説明するか、部長と一緒にセットで行くのかということが一つと。

あとこれテーマの話はテーマの話ですけども、あと例えば塩原支所長、西那須野支所長で割って、今度それが支所長扱いでなくて今度課となると、やはり中には建設経済来たりすることもあったのではないか、総務に残ったものとかそういうこともほかでもあるんだけど、何かテーマになってないからそれはここでは起きないんですけども、ただその部長と課があっちいたり、部長が建設経済来たり総務のところ顔出したりすることになるのかどうかみたいのはちょっと確認したいです。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 おっしゃるとおり議案の審査自体は同時に起きること、かぶることは余りないとは思うんですけども、これはあくまで所管事

務調査の部分になりますので、例えば建設経済さんのほうで審査を行っているときはもちろんそのときは所管事務調査、総務さんのほうではできませんし、その時間を調整した上で審査を行うと、通常ですと委員会審査1、2、3と3日やって大体次の日ぐらい最終日に所管事務調査は行っているケースが多いと思うんですけども、そういう流れであればもうかぶるところはないのかなというふうには感じているところです。

以上です。

○鈴木副委員長 議案ではなくてあくまでテーマに関する所管事務調査は今後も続けたいとそういうことですね。

○中里委員長 そうです。

○鈴木副委員長 分かりました。

○中里委員長 ということで、総務企画常任委員会さんのほうで持続可能な地域づくりということをやテーマとして取り組んでおられます。組織改編によりまして、通常ですとその取り組んでいるテーマが建設経済のほうに移管されることになっちゃうんですけども、やはりそれはそうではなくて、今までどおり総務企画常任委員会さんのほうで取り組めるような形をとりたいという提案でございます。

よろしいですか。こういう形をとらせて、今までどおりのいわゆる議案に対する審査であったり、そういったものに関しては総務企画常任委員会から建設経済常任委員会に審査することにはなるんですけども、市議会で行っているテーマについては、そのまま今までどおりという形でとらせていただければというふうに思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 それでは、御意見がまとまりましたので、こちらも5月の全協で提案することとさせ

ていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

それでは、(5)については閉じたいと思います。

それでは、次第の(6)その他に入ります。

委員から何かその他で何かございますか。

ないですか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 議長からは何かないですか。

○山形議長 ないです。

○中里委員長 そうですか。

それから事務局から何かございますか。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、こちらその他を配信させていただきました。

まずは行政視察の日程についてでございます。

実は今年度全国市議会、関東市議会そういったものもありまして、日程を抑えるのがかなり難しい状況となっております。委員長のほうからどこら辺空いているということでお話しいただいたんですけれども、まずは7月、8月で行けないかな、常任委員会さん、また会派の視察そういったものがもう既に組まれておりまして、空いているところがない状況です。そして、9月定例会を過ぎた10月、11月の中で見つけていったんですけれども、まずは議長に謝らなくてはいけなくて、議長の出席はまずもって無理なんです。もう空いているところは既にないという、2泊3日でとれるところはないという状況です。議長が行けない中でさらに森本委員のやっていたらいる組合議会、そして平山委員の監査、そういったところの日程を全部よけていきますとこの10月30日、31日、11月1日、この3日しか正直空いていないというのが現状でございます。仮にこれだめだよといった場合には12月定例会を過ぎた1月以降というふうに

なってしまいますので、できればこの日程で御了解いただけないかなといった御提案となります。

まずは以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

事務局から説明のあったとおりでございます。

お諮りいたします。

事務局から説明があったとおりの日程を進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

○平山委員 この週で月曜日からというのはないか。

○長岡議事調査係長 そうですね、前倒しも実はやはり予定が入ってまして難しいという状況でございます。

○中里委員長 よろしいですか。

では、この日程を進めたいというふうに思います。

それでは事務局、あとお願いします。

○長岡議事調査係長 ありがとうございます。すみませんでした。本当にこんな決め打ちで大変申し訳ないです。

昨年度もございました視察のテーマですね。皆様にお寄せいただきたいと思いますので、アンケートのほうをお送りさせていただければと思っております。

また、ちょっと別になるんですけれども、研修のテーマ、こちらちょっと早めに進めていきたいと考えてございますので、行政視察のテーマと研修のテーマ、こちらのアンケートのほう後日サイボウズでお送りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続けてよろしいでしょうか。

○中里委員長 どうぞ。

○長岡議事調査係長 次回の開催ということで、こちら5月13日月曜日10時からこちらの303会議室

で予定をしているところです。こちらも5月の臨時会を予定しておりますので、その開催の検討ということとなります。

説明は以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

そのほか事務局からほかございませんね。大丈夫ですね。

改めて皆さんから何かございますか。

[発言する人なし]

○中里委員長 議長から何かございますか。

○山形議長 ありません。

○中里委員長 大丈夫ですか。



◎閉会の宣告

○中里委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時49分